

Title	後期水戸学における「教育」の含意について：その近代「教育」概念の基層としての意味合い
Sub Title	The implication of "education" in the works of late Mito studies : its historical meaning as a substratum of the modern concept of "education"
Author	山本, 正身(Yamamoto, Masami)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2023
Jtitle	哲學 (Philosophy). No.150 (2023. 3) ,p.115- 141
JaLC DOI	
Abstract	In this paper, the author searched for examples of the word "education" in pre-modern Japan in various writings of the so-called Mito Studies. As a result, it was confirmed that there are abundant examples of the use of the word "education" in the writings of Aizawa Seishisai, a central figure in Mito Studies. The abundant examples of the use of the word "education" in Seishisai's writings suggest that he had constructed a system of thought that could be called "educational thought" within his own sphere of thought. Furthermore, it is possible to recognize that his perception of "education" was the origin of the modern Japanese perception of education symbolized by the "Imperial Rescript on Education", that is, the perception of education as an activity that contributes to the perpetuation of the Imperial State Japan.
Notes	特集：教育学特集号 寄稿論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000150-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

後期水戸学における「教育」の含意 について

——その近代「教育」概念の基層としての意味合い——

山 本 正 身*

The Implication of “Education” in the Works of Late Mito Studies: Its Historical Meaning as a Substratum of the Modern Concept of “Education”

Masami Yamamoto

In this paper, the author searched for examples of the word “education” in pre-modern Japan in various writings of the so-called Mito Studies. As a result, it was confirmed that there are abundant examples of the use of the word “education” in the writings of Aizawa Seishisai, a central figure in Mito Studies. The abundant examples of the use of the word “education” in Seishisai’s writings suggest that he had constructed a system of thought that could be called “educational thought” within his own sphere of thought. Furthermore, it is possible to recognize that his perception of “education” was the origin of the modern Japanese perception of education symbolized by the “Imperial Rescript on Education”, that is, the perception of education as an activity that contributes to the perpetuation of the Imperial State Japan.

はじめに

筆者は、前著「再考「江戸教育思想史研究」」（『教育哲学研究』第125号、教育哲学会、2022年5月、所収）において、「教育」という言葉は、江

* 慶應義塾大学名誉教授

戸時代の諸述作の中にも相応の用例が確認できることを指摘した。同論攷の趣意は、従来の教育思想史研究における「通説」—すなわち「教育」とは優れて近代的な概念であり、少なくとも前近代のこの国では「教育」という言葉はほとんど使用されていなかったとする所説¹—を批判的に吟味することに据えられた。

ただし、同論攷にて紹介した江戸時代の「教育」用例は、いずれもこの言葉を断片的に使用したケースに過ぎないとの印象が拭えず、それらの用例をもって「教育思想」と呼び得るほどの思想的営為が江戸時代に存在したとまで、断言することはできなかった。加えて、それら江戸時代の「教育」用例が、近代以後に普及・定着した「教育」概念といかなる関係に結ばれているのかについても、論及を加えることができなかった。

本稿は、前著において未考察のまま残されたこの問題、すなわち、江戸時代の「教育」用例から一定の体系性を有する「教育思想」が存在する可能性を認めることができるのか、さらに、江戸時代の「教育」認識と近代以降のそれとの間の思想史的關係をどう評価することができるのか、という二つの問題について、吟味を加えることを趣意とする。

後者についていえば、江戸時代の「教育」用例にも諸般の意味合いが認められ、決して単一の含意のみにて理解され得るものではなかった。その大枠のみ概述するなら、18世紀中期までの用例には、例えば、「教育」の含意を「道德の定立に基づく人倫世界の構築」（山鹿素行・伊藤仁斎）と理解したり、「個々人の本性を發達させる働きかけ」（貝原益軒、常磐潭北）と見なしたり、あるいは「国家（諸藩）經營の見地からなる人材養成とその社会的配置」（荻生徂徠）と意味づけたり、などの諸動向を確認することができた。一方、18世紀後期以後の所論には、それぞれに意味づけの微妙な相違が認められるものの、概括的に捕まえるなら「幕藩体制下での人材養成」（中井竹山、辛島塩井、佐藤一斎、広瀬淡窓）との含意が、この言葉に付与されている傾向が看取された。これらの「教育」用例それぞれ

が、近代以後の「教育」概念との関連を示唆すると見るのは、許容の範囲に属することかもしれない。だが、その見方の妥当性を精緻な論拠に基づいて証明することは決して容易な作業ではない。

それゆえ、本稿では改めて江戸時代の「教育」用例について、一定の纏まりを有する思想史動向の範囲内に対象を絞り込みながら探索するとともに、その探索範囲内にて姿を現した「教育」認識に着眼しながら、これと近代以後一般化された「教育」観との思想史的関係に吟味を加えることとした。その探索対象として筆者が視線を傾注させるのは、いわゆる後期水戸学での「教育」用例である。筆者は、前著の中で「教育」用例の探索を水戸学にまで推し及ぼすことができなかつた。だが、その後の江戸思想史へのアプローチを通して、水戸学の諸述作の中に「教育」という言葉の用例が少なからず存在することが確認された。それは、この国の「教育」理解に前近代と近代とを通貫する重要な一派流が存在する可能性を示唆するものとも見なし得る。

では、後期水戸学の主要な担い手たちの間にどのような「教育」用例が認められるのか。またそれらの用例が、近代日本の「教育」認識と相通する所論たり得る可能性が認められる、とはいかなる所論の内実に基づいて説明され得ることなのか。以下の諸項目での論考を通して、これらの問題の吟味を進めていくことにする。

1. 後期水戸学における「教育」への着眼

ここで「後期水戸学」なる言葉の説明は不要と思われるが、念のためこれを略述するなら、通常、水戸藩第二代藩主徳川光圀（諡号は義公、1628-1700）の頃より進められた『大日本史』編纂に象徴される歴史学的な学風を有するものが「前期水戸学」と呼ばれ、第九代藩主徳川斉昭（諡号は烈公、1800-1860）の時代の「弘道館記」を中心とする政教学的な学風を鮮明にするものが「後期水戸学」と称せられる²。もちろん、水戸藩

の学問が『大日本史』編纂事業の進展とともに形づくられたことを踏まえ
るなら、彰考館総裁安積澹泊（1656–1738）を中心として紀伝（本紀・列
伝）編纂事業が推し進められた時期と、藩財政の逼迫に基づく中断期を
経て、同じく彰考館総裁立原翠軒（1744–1823）を中心に藩政改革の理論形
成をも視野に含め込んだ編纂事業が取り組まれたその後の時期との仕分け
に着眼して、水戸学の前期と後期とを区分する手法もあり得る。

だが本稿では、従来の通説に従って、後期水戸学を天保年間（斉昭が水
戸藩主に就いた翌年が天保元（1830）年）以後に発展を遂げ、藩校弘道館
の学風たる「尊攘思想」を規定した学問として理解しておくことにする。
それは、水戸学関連の諸述作において「教育」という言葉が盛んに使用さ
れるようになるのが、天保年間以後の政教学的傾向を帯びた著述群におい
てであった、という現段階での筆者の仮説的見解と関連することである。
天保年間以後の諸述作の中に「教育」という言葉が頻出するようになるの
は、藩校弘道館の開設（1841〈天保12〉年）仮開館、正式の開館は1857〈安
政4〉年）に向けての諸準備や同校の運営をめぐる諸方針が、具体的に検
討されるようになったことと関連づけられる、というのが現時点での筆者
の見立てだからである。

諸文献の著述内容の探索が必ずしも十全を尽くしていないことを承知
の上で、敢えて概言するなら、前期水戸学の代表者たる安積澹泊の述作に
ついて、筆者は主著『大日本史賛藪』および『烈祖成績』などを瞥見した
に過ぎないが、両書のうちに「教育」という言葉の使用例を発見すること
はできていない。もちろん、両書ともその趣意は歴史叙述に向けられてお
り、教育的営為に関心が寄せられた述作ではない。例えば、「後醍醐の諸
子は、皆英烈風骨ありて、才は禦侮に堪ふ、蓋し帝の北条氏を囚らんと欲
して、教習の漸、之をして然らしむるか」³ というように、「教習」という
言葉を通して人間形成に関わる所論が示されてはいるものの、この言葉と
「教育」概念との関連は不透明である。

また、後期水戸学の発端を切り拓いた立原翠軒についても、『西山遺聞』『操觚余言』『此君堂文集』などの主要な著述書の中に、「教育」という言葉の使用例は確認できていない。例えば『西山遺聞』には、「先^{まづ}小学を以て灑掃応対進退の節、礼楽射御書数の文を教へ、孝経を以て父母に孝を教へ、忠臣者求孝子門と候へば忠孝ともに相備候」⁴という具合に、いわゆる六芸や忠孝の「教え」に関する記述が見られるが、「教育」なる言葉の使用例は未確認である。

周知の通り、水戸学の歩みを跡づける『大日本史』編纂作業については、立原翠軒とその門人藤田幽谷（1774-1826）との間で、同書における「志表」（分野別の歴史編纂）の取り扱いを巡って意見が対立し、やがて幽谷が彰考館総裁として編纂事業をリードするようになる。その幽谷の主著と称されるのが『勸農或問』（1799年）であることも通識というべきだが、筆者は同書の中に「教育」という言葉の使用例を発見できていない。同書は、水戸藩を襲う深刻な財政窮乏状況を背景として著された農政改革書（民政上の病根を「侈惰」「兼併」「力役」「横斂」「煩擾」の五弊として指摘）であり、例えば、「育子の世話、人別の吟味なども名ばかりにて実とゞかず」⁵や「嚴に侈惰を禁じ、風俗勤儉、庶ありて且つ富み、教化行はれ易く、四境の内悉く仁寿の域に躋らしめんと欲す」⁶などの所述のように「育子」や「教化」などの言葉が見られるが、やはり「教育」の使用例は確認できていない。

幽谷には同書以外に、『正名論』や『修史始末』などの述作に加え、「随筆」「遺稿」さらには相当量の「封事」（藩政や時事に関する藩主への直言を記したもの）も遺されている。これらの著述を網羅的に吟味する作業は、筆者個人の手余るものであり、未だ通読には至っていない。一瞥したのみでの所見であることを承知の上で敢述するなら、同「封事」にも「前年徒らに高年の数を録して、竟に優恤の典を施さず、嘗て育子の令を下して、稍々已む」⁷や「民を養ひて其の道を得せしめば、則ち多く之れ

に取りて、而も民益々勤む。其の道を失へば、則ち寡く之れに取りて、而も民益々困む。…牧民の官扱ばざるべけんや」⁸、あるいは「先公御遺志を御紹述被遊候て、風儀を正し、武備を整へ、士民の御撫育御行届被遊候て、天下の御見はり諸家の目当とも相成候…」⁹ などという具合に、「育子」「牧民」や「撫育」などの言葉の用例が散見する。

なお幽谷は、その著『二連異称』（「喪制」の事例や意義を論じた書。1863年刊行）の中で、例えば伊藤仁斎（1627-1705）の足跡について、「始めて門戸を開き、生徒を接延す。時人疑信相半し、時論紛拏す。維楨専ら往を継ぎ来を開くを以て自ら任じ、毀誉利害、恬として問はず」¹⁰ と論じたり、北宋の政治家范仲淹（989-1052）のことを「諸生を教導し、文正孳々誨誘倦まず。…文正は近世の大賢と雖も、其の憂に居りて教授するに至りては、豈に大賢君子の蔽ふ所か」¹¹ と評したりして、「接延」「教導」「教授」などの言葉を使用している。だが、それでも現時点までの筆者の探索では、幽谷の著述書の中に「教育」という言葉の用例を発見するには至っていない。

管見の限りではあるが、筆者は、水戸学関連諸述作の中で「教育」という言葉が盛んに使用されるようになるのは、第九代藩主徳川斉昭の『告志篇』での所論を一つの契機とするものとの仮説的見解を立てている。斉昭が水戸藩主に就いたのは1829（文政12）年のことだが、同藩には「定府」（將軍の膝元江戸に常住する制度）が課されたこともあって、彼が初めて水戸藩への帰国を果たしたのは1833（天保4）年のことであった。水戸藩では歴代の藩主が初めて就藩した際には、家臣団に対し一言諭告を行うのが常であったが、斉昭は敢えて一冊に纏め上げた文書を全家臣に与えたのであった。その冒頭に記された、「敢て老成人に示さんとはあらず。少年後進の輩、見及び聞及び候て、尤と存相守候はず、大幸の事と存候也」¹² との文言には、守旧派の老臣ではなく改革派たる新進気鋭の藩士に寄せる斉昭の期待感が滲み出ている。

同文書の趣意は、威公（初代藩主頼房）および義公（二代藩主光圀）の志を継ぐことで藩の弊風を一新し、文武の本旨と忠孝の大本を十分に弁えた上で、領民のために尽力する決意が表明されるとともに、そのための奮起を家臣たちに促すことに据えられている。そしてその文脈の中で強調されたのが、次の文言に描出された「教育」の意義なのであった（以下、引用文中に記された「教育」はゴシック体で表記する）。

およそ
凡士たる者は、俸禄にて一年の出入を定め、身分相応に普代の家来
もち
をも持、不虞の備も行届、子孫には徳行道芸を学ばしめ、国家の用
そなえ ゆきとどき
たち
に立候様教育いたし候はゞ、別て金銀を貯候には不及事なり¹³。

ここに描出されているのは、斉昭の藩政方針として藩士子弟の教育は「徳行道芸」を主軸とすべき、との宣言だといえる。旧来の家臣子孫の教育がともすれば金銀を蓄える術を授けることに眼を奪われ、とくに大臣子弟の教育がその高位ゆえに人を疎略に扱うような弊害に流れる傾向にあったことへの批判的言説として発せられたものであった。

もし非道の金銀を貯へ、子孫へ譲り候迎も、教なくして子孫愚なる時は、金銀も却て放蕩邪淫の媒となりて、譲らざるには遙に劣るべければ、金銀を譲んよりは子孫を教ふるほど、君の為家の為になる事はある間舗候。子孫教育の儀は、其親の如在も有間敷候へども、当時の風俗、大臣の子弟は其父兄の故をもつて人も疎略に不致、無理をいひても其儘通し置候故、我まゝのみ増長し、小臣を見下し候類もありときく。…幼年より貴きを挟む様に悪しく癖を付候は、よからぬ事なり¹⁴。

との文言は、そうした旧来における「子孫教育」の弊害を最も端的に表明

したものである。それゆえにこそ、

何事も最初の習はしから可_レ有_レ之間、子弟の教育は厚く心^{もちい}を用_レ候事、我等への大なる奉公と存候。大臣の儀は猶更教誨ありたき事に候¹⁵。

との所論に象徴されるように、子弟の「教育」への心掛けを厚くすべきことが強調されている。また、その教育の内実は、「書籍に耽りて古人を友とし、詩歌を詠じて朋友と親しみ、或は弓銃^{たづさ}を携へて山野に遊獵し、鞍馬に跨_レりて海辺に逍遙し、一瓢を華前に酌て雅興を催し、横笛を月下に吹_レて幽懷^{ゆうくわい}を寄_レるの類、凡^{よす}これに類したる楽は、真に武士の楽にて、人々の才芸をも長じ、身体をも習はし、養生にも成事なれば、人々の好み^{なる}のまゝなるべし」¹⁶ という具合に、文武の修養を前提とすべきことが強調されている。教育の内実として、後期水戸学の理念たる「尊攘」をスローガンとするような意味合いが、とくに示されているわけではない。

ただし注意すべきは、『告志篇』という文書は、「恐多くも、天祖の恩にて神国に生育し、東照宮の徳沢にて太平に沐浴し、累代安楽にくらし居候事申迄にも無_レ之候へば、万一事あらん時は、我等^{ふし}乍_レ不肖_レ天朝・公辺の御為には身命^{じんがい}を塵芥よりも軽んじ、大恩を奉_レ報_レ候所存に候間、面々も其心得にて、我等^{なんどき}何時出馬いたし候とも差支^{さしつかへ}無_レ之様、常々心懸可_レ申候也」¹⁷ との文言で閉じられているように、一旦事変が生じた際には天祖の恩や東照宮の徳沢に報いるべき覚悟の必要が高唱されている点である。文武の素養を基調とするように見える「教育」への宣言も、窮極的には国恩に身を捧げることを要請する文脈に埋め込まれているのであった。

この『告志篇』なる述作は、その原案の作成に藤田東湖（1806-55）が携わったことが知られているが（ただし東湖の原案である「明訓管窺」と『告志篇』とは、内容上相当の相違が認められる）、その意味では「教育」という言葉の使用が東湖の意図に基づくものであった可能性は否定できな

い。なお、東湖の述作における「教育」用例については改めて後述する。ともあれ、九代藩主斉昭の意向では、「教育」とは武士子弟に徳行道芸を学ばせて、国家に役立つ人材へと育て上げる営みと説かれていたが、その終極目的が「天祖の大恩」に報いることに据えられていた点に、着眼しておく必要があるだろう。

2. 会沢正志斎の述作における「教育」用例

九代藩主斉昭によって高唱された「教育」に関する所論を一層鮮明に表明するとともに、その趣意や必要性を多くの述作の中で力説したのが会沢正志斎（1782-1863）であった。正志斎の学問経歴は、1799（寛政 11）年 18 歳のときに彰考館の館員（写字生）となり、以後、恩師藤田幽谷とともに『大日本史』編纂に従事したことが重要な契機となって進展する。その人となりについても、1807（文化 4）年 26 歳のとき、七代藩主^{はるとし}治紀（1773-1816）の公子たちの侍読を命ぜられたことで、周囲の評価を得ていたことが窺われる。公子たちの中に、後の八代藩主斉脩や九代藩主斉昭がいた。とくに斉昭については、正志斎が 1820（文政 3）年に馬廻組となって水戸に帰藩するまでのほぼ 13 年間に渡り、その教育掛を勤め続けている。後の斉昭の藩政下において、正志斎が絶えず政治顧問的な役割を果たしたことに鑑みれば、上述『告志篇』での「教育」用例が、正志斎からの教唆に基づくものとの見方も否定できない。

では、正志斎の「教育」認識とはいかなるものだったのか。以下、この言葉の使用例を彼の述作の年代順に列举してみる。管見の限りでは、正志斎の述作中に現れた「教育」用例は、「学制略説」ならびに「学問所建設意見書稿」での記述がその初出と想定される。「学制略説」の執筆年代は文政末年から天保 2 年以前（1829-31）、「学問所建設意見書稿」は同天保 2 年中（1831）に著されたものと推定されている¹⁸。いずれも中国古代周王朝の学制を『周礼』や『礼記』に基づいて略説するとともに、その制度

後期水戸学における「教育」の含意について

を江戸の世に取り入れようとする意図に基づいて著されたものである。

まず、「学制略説」では、「教育」の趣意が次のように語られている。

古封建ノ制ヲ明ニシテ聖賢ノ意ニ本ツキ、古今ノ時勢ヲ考ヘ風土ノ宜
ヲ斟酌シテ大小ノ学ヲ設ケ、其人ヲ得テ世禄ノ子弟ヲ教育セハ、風俗
ノ美国家ノ隆盛日ヲ指テ埃ヘキナリ¹⁹、

すなわち、封建社会では世禄の子弟に教養を育む仕組みを整備しなければ世が衰退してしまうとされ、それゆえに「教育」に基づく人材養成の必要が高唱されたのであった。ただしこの人材養成論は、「古ノ教ハ…万民ヲ教テ賢能挙ル下地トスルナリ。周礼ニ万民ト云フハ農工商マテモ兼テタルニ非ス。農ハ野民ニテ是ヲハ民ト称セスシテ別ニ氓ト称スル也。氓トハ無知ノ称ナリ。…三代封建ノ世モ野民マテ文学ヲ以テ教ルト思フハ大ナル誤ナリ。野民ニモ俊オアラハ拔擢シテ教ルモアルヘケレトモ野民ヲ悉ク学校ヲ立テ教ト云ハ古ハ曾テナキト也」²⁰ という具合に、基本的に庶民階層を視野から外すものであり、この点は藩校弘道館の方針に踏襲されたものと見なし得る。

一方、「学問所建設意見書稿」では、正志斎の「教育」認識が次のように綴られている。

封建の世は士大夫皆世禄に候間、郡県の世に人材を自由に拔擢候時と違ひ、厚禄の子弟を教育致し候事専務に御座候。…古聖人の意に本づき、当時厚禄の子弟を教育仕候儀に付、心付候次第左に申上候²¹。

同意見書稿では、この引用文に続けて学校の場所・人員や学的内容などが列挙されているが、主眼に据えられた所論は、何よりも学問所の設置が焦眉の急だという点にあった。ただしそこでの主要な学び手が、封建社会の

実態を直視することで、「厚祿の子弟」とされている点は「学制略説」と同趣旨であった。

前述のように、藩校弘道館が水戸城三の丸の敷地に仮開館されたのは1841（天保12）年のことであったが（鹿島神宮からの分神遷座が済んでおらず、学則も不備であった）、その建学の趣意や綱領は、1838（天保9）年に齊昭の名にて公表された「弘道館記」（領内にて切り出された寒水石に、齊昭自書の記文が刻み込まれた）に記されている。だが、同館記の文面は初学者には難解であったため、齊昭の命を承けてその意味を通俗の言葉にて分かりやすく記したものが正志斎の『退食間話』（1842年末成立と想定される。版本に刊行年月は未記入）であった。同著では、まずこの国の歴史を振り返りながら、

学校の事、古は京師に大学校あり、国々にも国学ありて、官人の子弟を教育せられしかども、争乱の世には^{すた}廢れて行はれず。…今日、臣子の身としては、記文にも載給へるが如く斯道を推弘め、東照宮及び威・義二公の先徳を発揚して、今此学館を設け給へる深意に遵奉せざるべけんや²²。

という具合に、教育普及の文脈が、江戸の世を迎えてから徳川家康や初代水戸藩主徳川頼房および二代藩主光圀らの尽力によって再興したことを高評している。その上で、

今、学館を設て人材を教育し給はんに、…学者たらんものは、事業に施すべき実用を講究し、…各其才の長ずる所に隨て国家の用をなすべき事を学びしが如く、…但、基本とする所は、神を敬し、聖を崇び、神道は即ち聖道也、聖道は即ち神道なりと心得て、…忠孝を尽して、国恩に報い、神聖の靈も降臨^{いた}りますに^{たら}至ん事を、片時も忘るべか

後期水戸学における「教育」の含意について

らざる也²³。

と、弘道館教育が学問と事業の一致や国家の必要に応ずる才芸の伸長を目指すものであること、そのためにも「神道」を最も重要な拠り所としながら、忠孝を尽くし国恩に報いることを必須の要件とするものであること、などが強調されている。

だがその後、水戸藩の状況が急変する。仮開館式から三年後の1844（弘化元）年、斉昭はその取り組み（水戸東照宮の祭事を神道に改めたこと、弘道館の土手を高く築いたこと、藩内の寺院を多く破却したこと、など）が幕府から嫌疑され、致仕・謹慎の処分となる（弘化甲辰の変）。正志斎は、藤田東湖や戸田忠徹（1804-55）ら改革派の人々とともに斉昭の雪冤運動に奔走するものの、同年に東湖、忠徹らは免職・蟄居の上幽閉され、正志斎も翌1845年に致仕（正志斎64歳）を、翌1846年には蟄居・幽閉を命ぜられた。その後1849（嘉永2）年に斉昭が藩政関与を許されるまで、正志斎は禁錮の日々を強いられる。

幽閉中、正志斎は『孝経考』『下学邇言』『泮林好音』などの著述書を纏め上げるが、とくに『下学邇言』（1847年稿了）は、『新論』と並ぶ正志斎の代表的述作と評されている。同書全七巻は「論道」「論学」「論礼」「論政」「論時」の五論編成であるが、まず「論道」編にて、「天の建つる所、人の由る所、之を道と謂ふ」²⁴と、「道」の含意が確認される。そうして、その「道」を実現するために孔子の事跡が参照され、

門人を教育するに、徳行・言語・政事・文学と、実徳を養ひ、実材を成す。皆、世の用をなす所以なり²⁵。

という具合に、教育の趣意が、門人に実徳を養い実材を育むことにあると説かれる。また、孔子の時代のように国運に諸般の困難が生じたとし

ても、

其の道の行はれざるに及びては、…退いて狂簡の士を**教育**し、他日の用に供すべからしむ。…人をして斯の道の淵源する所と、行事の当に然るべき所とを知らしむ。其の天下後世に賜ふ所の者は大なり²⁶。

と、将来の展望を確かなものにするために、教育の意義と必要とが一層強調されている。

続いて、「論学」編にて改めて門人子弟の「教育」のことが饒舌に語られる。まず「教育」の趣意については、「古の**教育**は、要するに国事に任ずべからしむるにあり」²⁷や「民を軌物に納れ、而して英才を**教育**し、国家の用に供する所以なり」²⁸という具合に、それが国事に応ずる人材の養成にあると強調され、その上で、

事あれば則ち兵卒となり、将領となる。其の人材を**教育**すること、以て詳かならざるべからず。故に六郷の士、郷大夫以下は、それに徳行芸道を教へ、賢者能者を興す。其の法は極めて詳密なり²⁹。

古は仕ふる者世禄にして、士の子は士となり、大夫の子は大夫となれり。而して不肖者は其の位を襲ぐを得ず、俊秀なれば則ち特に之を拔擢す。…故に士大夫の子を**教育**する事、尤も急務となす³⁰。

などの所述のように、教育の主たる対象が士大夫層であるべきことが明言されている。藩政改革の基盤に弘道館教育を定位しつつも、その方針が旧来の身分秩序の枠組みを前提とするものであった点に、正志齋の守旧的態度が描出されている。なお、「門人を**教育**するについては、徳行・言語・政事・文学なり。既に徳行を以て主となし、而して其の言語、以下は即ち道

芸なり」³¹ との所論のように、教育内容として「德行」と「道芸」とが掲げられている点は、上述『告志篇』の所論と同趣旨である。ただし、「德行」を最重要視している点に、正志斎の基本的な教育認識が表明されているといえよう³²。

同じく蟄居中に著された『洋林好音』は未完の書であるが、弘道館教学の解説書とも評すべき内容（弘道館の組織、教職者の種類、入学・進級の要件、教授内容など）が盛り込まれている。その冒頭には弘道館の教学理念が、

人の禽獸に異なるは、人倫あるを以てなり。聖人の教は人倫を明かにするを以て旨とす。唐虞三代学校を設けて人倫を明かにし、人才を教育し、賢能を挙げて治教を明かにし、世世に伝へて国家の命脈を長久ならしむる事、古聖人の要務なり³³。

というように掲げられている。同学館は唐虞三代の学的営為を踏襲する機関であり、それゆえ何よりも人材教育を第一義的任務とする、というのである。従来、水戸藩の学的営為の拠点は彰考館であったが、「彰考館ありて学校の意は寓せられしが、編修を専にする故、子弟教育の法詳悉を得ず、遺憾と云ふべし」³⁴ と、同学館が学的機関であっても教育機関として機能しなかったことが反省的に綴られる。そうして改めて、「子弟を教育し、且つ大道を天下に弘め給はんとの深遠の意は、自ら撰れたる記文に詳に論じ給へり」³⁵ という具合に、弘道館開設を敢行した藩主斉昭の深慮が教育に向けられたことが確認される。その上で、「教育の法は德行・道芸の二つを分別すべし」³⁶ と、教育の要件が「德行」（至徳・敏徳・孝徳の三徳を、孝行・友行・順行の三徳に發揮する）と「道芸」（礼・楽・射・御・書・数の六芸を「道」に馴致させる）との双方にある、と繰り返し論ぜられている。

正志斎には、恩師藤田幽谷の学の方針を綴った『及門遺範』（1850年成稿）という著述も遺されているが、そこで述べられた「其の子弟を教育する、其の材の長ずる所好む所に随ひて指示開導す」³⁷との幽谷の姿勢が、弘道館での教育方針に関する正志斎の認識を方向づけた可能性は否定できないだろう。

禁錮・自宅蟄居を解かれた後の正志斎の著述書に『江湖負喧』（1850年成稿）がある。同書は、西洋列強の脅威が押し迫る危機意識の中、「建国の大体」を明らかにするための諸施策を記したもので、その文脈にて教育の意義が高唱されている。例えば、同書の巻二には「無用ノ事ヲ変ジテ、有用ノ業ヲナス事」との論題が附されているが、その中で、

家筋ノ大身ヲ少壮ヨリ**教育**スル事ハ、東照宮ノ比ハ軍陣ノ事ハ行住坐臥、誰モ見聞シテ居ル事ナレバ、別ニ云聞スルニ不_レ及、…³⁸

という具合に、まずは家臣団のうち大身の子弟を教育することが、家康の時代より行われてきたことが確認される。そして同論題中の一項目である「富国・強兵ノ説、士風ヲ励シ、将師ヲ撰ム事」の中で、

近世諸家ニテ学校ヲ設レドモ、…封建ノ世ニ世禄ノ子弟ヲ門闈ニテ**教育**セシ深意ヲ失テ、世禄ノ子ニ有用ノ実オヲ生ジ難シ。今東照宮ノ深意ト門闈学ノ意トヲ斟酌シテ、世禄ノ子ヲ**教育**シテ、実オヲ生ジ、扱将師ノ職ニ任ジテハ組子ノ治メヲ専職トスベシ³⁹。

と、教育の本旨が富国強兵に資するべきものであること、そしてその教育がまずは世禄の子を対象とすべきことが、繰り返し強調されている。

さらに同書の巻三「建国ノ大体ヲ明ニシテ、天下ノ人心ヲ一ニスル事」との論題では、藩内各地域の神祠制を釐正すべきことが強調され、その具

体的方策の一つである村里の子どもたちの教育について

村里ノ児童習字等ノ師モ、神官ノ職トシテ、其教育ノ善悪ニ依テ、神官ノ黜陟アルベシ⁴⁰。

諸神官ノ中ニモ孝悌・忠信ニシテ君父ヲ敬シ、善ク神ニ仕ヘ、社中ノ修理整ヒ、学業修リ児童ヲ善ク教育シ、村中信服スルヲ神官ノ賢能トシ、是ニ反スルヲ不肖無能トシ、進退廢置アリ⁴¹。

などと述べられている。従来、村里の子どもたちの教育は、多く僧侶が担ってきたが、その職に神官を宛てるとともに、その素養の善し悪しに従って評価を下したり、進退廢置を決したりすべきことが説かれている。もちろん、こうした村里の子どもたちの教育と武家子弟の教育のあり方が、実際的に同一のものでないことは論を俟たない。だが、それでも武家子弟の教育にて「徳行・道芸」を重視し、村里の子どもたちの教育に携わる神官の素養として「孝悌・忠信」を強調したことから、双方の教育に共通するある種の道徳的観念が想定されていた、と考えることは可能であろう。それについては後述にて吟味を加えることにする。

3. 藤田東湖における「教育」用例

会沢正志斎と比肩する水戸学者としては、何よりも藤田東湖の名を挙げねばならない。1826（文政九）年、父幽谷の死によって藤田家の家督を相続した東湖（東湖は次男であったが、長男は早逝していた）は、その後水戸彰考館総裁代役を務め、徳川斉昭が九代藩主に就いた1829年以降、小姓頭取、御用調役、土地方改正掛、学校造営御用掛、側用人などの要職を歴任した後、弘道館が仮開館された1841年には御勝手改正掛、その2年後には弘道館掛に任ぜられた（このとき東湖38歳）。ただし、上述のよう

に 1844 年に斉昭が致仕・謹慎の処分を受けると、東湖も免職・蟄居の上幽閉されるに至った。東湖の主要な述作が著されたのは、ほぼ 9 年間にも及ぶ幽閉・謹慎処分期間中のことであった（彼の謹慎処分が完全に解除されたのは 1852 年）。

東湖については、すでに 27 歳の 1832（天保 3）年に藩主斉昭に提出した「封事」の中で、

人君一国の人才を御教育被_レ遊候儀、彌張^やり上手の師範門人の子弟を其向きにより夫々取立候ごとくに無_レ之候而は罷成間敷奉_レ存候処、…何卒前件古人の確言御熟思被_レ為_レ在…御風教の相化し候様仕度奉_レ存候⁴²。

と、藩政改革の重要案件として人材「教育」の必要性を強調していたことが注目される。東湖の「封事」には、「御城廻り土着に候へば、通勤等の義は差支無_レ之候へ共、子弟文武の修業等差支候処、是は御郭中^{おくわ}に学校御立、尚又土着の組々へ郷校御設けに罷成候得ば、大人は学校へ罷出、幼少のものは郷校にて修業可_レ罷成_レ奉_レ存候⁴³」というように、武士の土着に関する提言も認められる。これは正志斎が『新論』にて強調した所論と重なり合うものである。

その後、東湖は幽閉期間中に、それまでの自身の歩みを回顧した述作『回天詩史』（1844 年成稿）を著しているが、その中で次のような所論を提示している。

子弟を生長せしめ、人材を教育せんとする者は、未だ嘗て風土郷里の美に由らざる者非ざるなり。…士、苟も子弟を教育せんと欲せば、則ち其の幼なるや、之を城下に居らしめ、武を講じ文を学び、以て其の志を立てしめ、…其の心術志操奪ふべからざるに及んでは、則ち之

を江戸に出し、…以て其の固陋を広うし、…以て其の粗俗を医すれば、…大なる過不及なかるべきに庶からん^{ちか}44.

すなわち、武士子弟の教育には、風土郷里の美的環境の中で諸素養を鍛えた後、江戸にて心術志操を磨き上げることが必要だとするもので、これは東湖自身の経験を踏まえた所論とも見られよう。

東湖の代表的述作が『弘道館記述義』（1847年再稿本脱稿）であることは論を俟たない。斉昭の命を受けて著された同書は「弘道館記」の解説書というべきもので、正志斎の『新論』とともに後期水戸学の代表的述作として広く読み継がれた。弘道館の学的理念を平易に記した同書にも、例えば

列国の諸侯、学校を城邑に設け、子弟を教育する者、枚挙に遑あらず。我が水藩、前きに威・義二公其の基を建つるあり⁴⁵。

という具合に、「教育」という言葉の用例が認められる。太平の世を迎えてから、諸藩が藩校を設けて子弟の教育に取り組んでいる趨勢が指摘されているのであるが、この言葉の含意は、「夫れ方今学校^{たれ}の設、邦として之なきはなし。其の始めや亦孰か其の治教を一にし、以て人材を陶冶するを欲せざらん」⁴⁶ という具合に強調される「治教一致」の文脈に回収されるものように推察される。

敢えて結論を急ぐなら、東湖における教育の趣意とは、『常陸帯』（1844年成稿）での「忠孝は其本一なり。…幕府を敬ひ給ふは孝を東照宮^{つく}に謁し給ふ所以、天朝を尊び給ふは忠を天祖に謁し給ふ所以なり」⁴⁷ との所述に象徴される「敬幕（孝）・尊朝（忠）」に布置されていたようにも考えられる。だが、現時点にて確認された東湖の「教育」用例は必ずしも多出とまで評し得ないため、その趣意を確言することは差し控えておく。

4. 水戸学に認められる「教育」の趣意—会沢正志斎の所論を中心—to

以上の論攷の要点を集約するなら、少なくとも次の二点を指摘することができるだろう。その一つは、繰り返すように、水戸学関連の諸述作に「教育」という言葉の用例が頻出するようになるのは、第九代藩主徳川斉昭の『告志篇』（1833年）での所述が重要な契機であったと考えられ得ることである。もちろん、これは筆者の仮説的見解であるに過ぎず、さらに「頻出」とまで表現できるのは水戸学全体の動向というよりも、むしろ会沢正志斎の述作に顕著な傾向であること、を確認しておかねばならない。それでも斉昭が藩主着任に際し、全家臣に示した施政方針の中で、「教育」が取り上げられたことの重みは、決して看過できるものではないはずである。

そしてその重みを示唆的に物語る動向が、会沢正志斎の諸述作に認められるように思われる。正志斎の代表的述作が『新論』であることは周知の通りである。『新論』は1824（文政7）年の「大津浜事件」（水戸藩領大津浜にイギリス船員12名が上陸し、尋問の後、幕府役人の判断にて彼らを帰船させた事件）を契機に著されたもので、迫り来る欧米列強の脅威と対峙しながら、日本の独立と矜持を保つための諸方策を詳述したものである（刊行は1857〈安政4〉年）。だが、同書の所述の中に「教育」という言葉を見ることはできない。『新論』執筆時点（1825年）での水戸藩主は第八代斉脩であり、弘道館創設のことはまだ政策課題に浮上していない。正志斎の諸述作に「教育」という言葉が頻出するようになるのは、斉昭が『告志篇』にて「教育」の重要性を高唱し、藩校設立の意向を表明した後のことであった。その意味で、斉昭の宿願たる藩校弘道館の創設が、「教育」なる観念を藩内に普及させる重要な契機となった可能性は否定されない。明治以後「教育」という言葉が、近代学校制度の普及・拡充とともに人々の意識に浸透するに至ったとすれば、これを先取りする動向が水戸藩に生起

していたと見ることもできるかもしれない。

もう一つは、こうして唱道された「教育」の含意とは、単に諸般の知識・技芸を授けるに留まらず、その営為を通して「建国の大体」を明らかにし、その不易の道を維持・発展させることに収斂されるものであった、ということである。上記に紹介した『江湖負喧』は、正志斎が「教育」の意義と必要とを繰り返し表明した述作であるが、その冒頭には「建国之大体、万世ト雖ドモ不_レ可_レ変事」との論題のもと、次のような所論が高唱されていた。

建国ノ大体ト云ハ、天地關ケシ始ヨリ天照皇大神、万世ノ基ヲ開カセラレ給ヒ、天位ヲ皇孫ニ伝給ヒシ時、神璽・宝剣・内侍所三種ノ神器ヲ授ケ給フ。…又三神器ノ中ニモ、「宝鏡ヲバ吾ヲ視ルガ如クスベシ。」ト宣ヒシヨリ、日嗣ノ君、宝鏡ニ映シ給フ御容ハ、即チ天祖ノ遺体ニシテ、千万世ト雖ドモ天祖ト同体ニテマシマセバ、念祖修徳ノ孝ヲ尽サセ給フ事、天地トトモニ窮リナシ。…カクノ如ク天地ノ初ヨリ忠孝ノ教立テ、天地有_ン限りハ尽ル事ナシ⁴⁸。

ここに描出されたのは、この国の「建国ノ大体」とは天照大御神が皇孫に伝えた神勅に由来し、さらにその神勅の趣意とは「忠孝」に象徴される、との所論である。いうまでもなく、これは正志斎が『新論』にて力説した、

昔、天祖、神道をもつて教を設け、忠孝を明らかにし、以て人紀を立つ。其の万世を維持する所以の者は、固より既に瞭然たり。太古に始りて無窮に垂る。天孫奉承し、以て皇化を弘む。天祖の教を設くるの遺意にあらざるなし⁴⁹。

との所論とはほぼ同趣旨である。正志斎の思想の基軸が、師幽谷の鮮烈な尊

皇思想を踏襲するものであったことはいうまでもない⁵⁰。『新論』には、その尊皇思想に則って連綿と継承された国家体制を一層強靱なものにするための実際の方策として、「内政を修む（士風を興す、奢靡を禁ずる、万民を安んずる、賢才を挙ぐる）」「軍令を飭^{ととの}ふ（驕兵を汰する、兵衆を増す、訓練を精にする）」「邦国を富ます」「守備を頒つ」の四者が示されていた（いずれも『新論』下篇の「守禦」での記述）。だが同書執筆時点では、藩政の実際的施策として「教育」のことは未だ語られていなかった。これには藩校開設が想定されていなかった時世の影響が看取される。

その意味で、正志斎がその提言のうちに「教育」を含め入れるに至った重要な契機が、藩校弘道館の開設であった可能性は否定できない。実際、彼の述作中に「教育」なる用語が頻出するようになるのは、弘道館関連の諸施策が具体化されてからのことであった。加えて等閑視できないことは、その「教育」とは、単に知識・技芸の伝授に留まるものではなく、何よりも皇御国の発展を担う人材養成のための施策であったという点である。正志斎には、弘道館開設に先立つ 1837（天保 8）年に、斉昭からの質問に封書で応答した『対問三策』なる述作が遺されている。そこに弘道館開設の参考に供する提言として、

教学の本は忠孝の二つ也。忠孝の教は天祖三器を伝へ給ひし時より起れり。君臣の分正しく、皇統一姓に限りて、人臣覬覦するものなきは忠の教也。宝鏡を以、天祖の神となし、永世まで追遠申孝の義を誼れ給はざるは、孝の教也。…是神儒一致の大旨也。学校の教は此義を本とし、文学・武芸を其身に習得て、是を忠孝の実行に施すべき為なれば、治るも教るも、忠孝を目当とし、教官徳行・道芸を考るも、又有司の賞罰も皆忠孝の詮議を本として、徒法を用ひず。是治教一致の眼目なるべし⁵¹。

なる所論が示されている。この国の教学を根本的に規定するものは、何よりも記紀神話に淵源する天祖の神勅であり、その神勅に描出された教説とはまさに「忠孝」であったというのである。加えて、「忠孝」が天祖の神勅を起源とすることが、この国の教育文化の一大特質である「神儒一致」と「治教一致」を成立させている、とするのである。

こうして水戸学にて説かれた「教育」とは、皇国思想や国体観念のうちに被覆された営みであったことが看取される。それが個々人の智徳を養う営為と捉えられた脈略は否定できないにせよ、その根本的な含意とは何よりも皇御国の永続的發展に貢献できる人材の育成に定位されていた、と見るべきだろう。

むすび

以上の論攷にて、本稿の課題に掲げた二つの問題に関する重要な立論を提示することができたように考えられる。その一つ、すなわち江戸時代の「教育」用例から一定の体系性を有する「教育思想」を認めることができるのかという問題について、正志斎の所論に象徴される水戸学の「教育」認識には、皇御国の永続的發展を担う人材養成という趣意が明確に認められた。正志斎が饒舌に説いた「教育」は、この趣意において一貫する整序性と体系性を誇るものであったと評することができるはずである。少なくとも正志斎の所論を通して、水戸学に「教育思想」の現出を認めることは十分に可能といえるだろう。

もう一つの問題、すなわち、水戸学の「教育」認識と近代以降のそれとの間の思想史的關係についても、両者の間には顕著な連続關係が担保されていた。正志斎の所論に象徴される水戸学的な「教育」とは、何よりも皇国史観や国体観念に包摂される人材育成の営為であったと認められるが、それは「教育勅語」（1890年）によって牽引された日本の近代教育理念の先駆けとしての含意を有するものと指摘できるからである。

注意を要するのは、従来、この国において「教育」という言葉が普及したのは明治以後のことであり、その「教育」とは西洋由来の *education* の撰取・受容に基づくものと理解されてきたことである。すなわち、「教育」という言葉が広範に使用される契機として、従前の「学制」（1872 年）を改めて「教育令」（1879 年）が制定されたこと、また同 1879 年中に生じた「教学論争」にて、明治天皇の名で内示された「教学聖旨」に対し、内務卿伊藤博文（1841-1909）が「教育議」なる文書にて応答したこと、などが取り沙汰されてきた。これらの文書にて「教育」なる言葉が使用されるに至った事由として、欧米語の *education* にこの訳語を宛がうことで新時代に相応しい国民の育成を期した、との指摘がなされてきた⁵²。

確かに明治以後この国に普及・発展した「教育」が、西洋由来の *education* の撰取・受容に基づくことは否定できない。「学制」であれ「教育令」であれ、学校教育の制度的枠組みが欧米のそれを撰取することで構成されたことは歴然たる事実である。だが近代日本の教育が、西洋由来の諸文物の撰取に基づく制度的側面と、「教育勅語」の宣布に象徴される理念的側面とが、文字通り表裏一体をなして展開を遂げたことを見過ごすわけにはいかない。その理念の側の源泉について、これをすべて西洋の *education* に見定めようとすることは不可能である。

「教育勅語」に着眼するなら、その起草者井上毅（1843-95）はかつて熊本藩校時習館の居寮生として俊才を誇ったことから、幕末の思想界を風靡した水戸学の所論に接していたことは間違いない。さらに、井上と書簡の遣り取りを重ねながら勅語起草に影響力を発揮した元田永孚（1818-91）については、「大夫（熊本藩での同志長岡監物）水府ノ諸賢ト交際益々密ニ往復絶ヘス、余因テ会沢氏ニ書翰及作詩ヲ贈レリ」⁵³ と述懐しているように、水戸学に強い親近感を寄せ、正志斎との接点をも有する人物であった。もちろん彼らの「教育」認識に、水戸学の「教育」用例からの直接的影響の痕跡が確認できるわけではない。だが、「教育」の終極目的を皇御

国の永続的發展を担う人材養成に据える認識についていえば、「教育勅語」なる文書はほぼ完全に正志齋の「教育」認識を踏襲するものと見る事ができるはずである。

もちろん従来も、水戸学と「教育勅語」との緊密な関係については、元田永孚の思想的立場やその所論に着眼しながら各方面からの指摘がなされてきた⁵⁴。それは皇国思想や国体観念に着眼点を定めることで、両者の関係性を明らかにしようとする所論であった。それに対し、本小論にて筆者が強調するのは、「教育」という言葉の使用とその含意自体において、江戸期の水戸学と明治以後の教育理念との間に、重大な連続性が看取される可能性である。ただし、本小論ではその連続性をどう評価するか、という問題には敢えて踏み込まない。本小論では、あくまでも江戸時代の水戸学での「教育」用例にすでに教育思想の構成が認められ得ること、および、その用例に見られる「教育」の趣意が明治以後の「教育」理念の源流たる含意を有すること、を指摘するに留めておくことにする。

註

¹ この「通説」については、例えば、森重雄「近代・人間・教育—社会学的人間論からの構図」（田中智志編『〈教育〉の解説』世織書房、1999年、所収）、77-78頁、や、田中智志『教育学がわかる事典』日本実業出版社、2003年）、230頁、などを参照されたい。

² 「後期水戸学」の定義については、高須芳次郎編著『水戸学辞典』水戸学大系刊行会、1942年、151-152頁、を参照のこと。

なお、例えば山県太華の「近頃世上に水府一流の学者之れあり。世に皇国学などとも称し、元来国学者流より出でて、儒学を混合したることと見えたり」（山県太華『講孟筭記評語草稿』〈吉田松陰全集〉第三卷、大和書房、1972年、所収）、464頁）や、「本藩にても近来水府の学を信ずる者間々之れあり」（同上、465頁）などの所述のように、水戸学は「皇国学」や「水府の学」とも称せられていた。

³ 安積澹泊『大日本史賛藪』（高須芳次郎編著『安積澹泊集』水戸学大系第六巻、水戸学大系刊行会、1940年、所収）、134-135頁。

なお、本小論にて参照した水戸学関連の諸文献は、明治以後、諸著作集ある

いは全集として刊行されたものである。諸般の事情から原本それ自体を調査できなかつた点に、本小論の限界があることをお断りしておく。

- 4 立原翠軒『西山遺聞』（千葉新治編『義公叢書』早川活版所，1909年，所収），315頁。
- 5 藤田幽谷『勸農或問』（高須芳次郎編著『藤田幽谷集』水戸学大系第三卷，水戸学大系刊行会，1941年，所収），77頁。
- 6 同上，84頁。
- 7 藤田幽谷『封事』第一（同『藤田幽谷集』水戸学大系第三卷，所収），180頁。
- 8 同上，180-181頁。
- 9 藤田幽谷『幽谷封事』（菊池謙二郎編『幽谷全集』発行者・発行所吉田弥平，1935年，所収），586-587頁。
- 10 藤田幽谷『二連異称』（前掲『藤田幽谷集』水戸学大系第三卷，所収），332頁。
- 11 同上，336-337頁。
- 12 徳川斉昭『告志篇』（日本思想大系 53『水戸学』岩波書店，1973年，所収），210頁。
因みにこの『告志篇』は，1862（文久3）年に弘道館から出版され，諸国の有志に盛んに読まれ，彼らの士気を高めた，といわれている。
- 13 同上，221-222頁。
- 14 同上，222頁。
- 15 同上，222-223頁。
- 16 同上，223頁。
こうして斉昭は，武士の教養たる文武の内容を幅広く理解するのであるが，その一方で，「武士の楽はいか程もあれども，…美酒佳肴唄三絃等の淫楽のみ楽みと思ふは，士に似合ぬ心なるべし」（同上，224頁）という具合に，懦弱なる文に流れることが強く戒められていることに注意する必要がある。
- 17 同上，226頁。
- 18 安見隆雄『会沢正志斎の生涯』錦正社，2016年，106-107頁，および，瀬谷義彦『会沢正志斎』日本教育先哲叢書第13巻，文教書院，1942年，121-124頁，を参照のこと。
- 19 会沢正志斎『学制略説』（文部省『日本教育史資料』巻五，富山房，1904年再版，所収），471頁。
- 20 同上，461頁。
- 21 会沢正志斎「学問所建設意見書稿」（前掲，瀬谷義彦『会沢正志斎』，所収），243頁。
- 22 会沢正志斎『退食間話』（前掲，日本思想大系 53『水戸学』，所収），249頁。
- 23 同上，256-257頁。
- 24 会沢正志斎『下学邇言』（高須芳次郎編著『会沢正志斎集』水戸学大系第二巻，

- 水戸学大系刊行会, 1942年, 所収), 193頁.
- 25 同上, 250頁.
- 26 同上, 251-252頁.
- 27 同上, 273頁.
- 28 同上, 254頁.
- 29 同上, 258頁.
- 30 同上, 271-272頁.
- 31 同上, 279頁.
- 32 ただし, こうして使用された「教育」の含意が, その類似語とどう区別されていたのかは必ずしも判然としない. 例えば, 「師の教誨と, 友の誘掖とは, 厳且つ厚からざるべからず」(同上, 276-277頁)との表現からは, 「教誨」が人倫上の上下関係, 「誘掖」が水平関係を前提とする働きかけともいえるが, 「教育」は所定の人倫関係というよりも, 藩政上の施策を想定した言葉として語られているように見える. またそう捉えたとしても, この言葉と「人材を長養する」(同上, 291頁)との表現との相違(教育と長養との相違)も明確ではない.
- 33 会沢正志斎『洋林好音』(前掲, 瀬谷義彦『会沢正志斎』, 所収), 202頁.
- 34 同上.
- 35 同上, 208頁.
- 36 同上, 214頁.
- 37 会沢正志斎『及門遺範』(同, 瀬谷義彦『会沢正志斎』, 所収), 229頁.
- 38 会沢正志斎『江湖負暄』(『神道大系』論説編15「水戸学」, 神道大系編纂会, 1986年, 所収), 490頁.
- なお『江湖負暄』の成立年代について, 同『神道大系』の解題(17頁)には1848(嘉永元)年と記されているが, 本稿では, 前掲の日本思想大系53『水戸学』所収の「水戸学年表」(588頁)の記述に従って, これを1850年と紹介した.
- 39 同上, 493頁.
- ただし同書では, 例えば, 「周ノ世ニモ門闈ノ学トテ, 路門ノ内ニ小学校アリテ, 専ラ大臣ノ子弟ヲ養育ス」(同上, 491頁)との表現のように, 同一の文脈にて「養育」なる言葉も使用されているが, この言葉と「教育」とがどのように使い分けられているのかは, 不明といわざるを得ない.
- 40 同上, 537-538頁.
- 41 同上, 539頁.
- 42 藤田東湖「藩弊三箇条一壬申封事一」(高須芳次郎編著『藤田東湖全集』第六卷, 章華社, 1936年, 所収), 157-158頁.
- 43 藤田東湖「武士土着の議」(同上, 所収), 289頁.
- なお, 幕藩体制下での武士が「旅宿」住まいになっていることを批判し, 武

士の土着の必要を高唱したのは荻生徂徠（『政談』での所論）であったが、会沢正志斎も「扱又諸大名・御旗本衆江戸ニ居住シテ、旅宿ノ境界ユヘ、費多キコトヲ物徂徠ノ論ゼシハ卓見ニテ」（前掲『江湖負暄』、472 頁）と、これを卓見と評価していた。

因みに、武士土着論の嚆矢は、熊沢蕃山の「農兵とならば、日本の武勇格別つよく、真の武国の名に叶ふべし。武士農を別れてよりこのかた、身病気に手足弱く成ぬ、…農兵の昔に返すべきは此時なり」（『大学或問』〈日本思想大系 30『熊沢蕃山』岩波書店、1971 年、所収）、443 頁）との所述だといわれる。

- 44 藤田東湖『回天詩史』（同『藤田東湖全集』第一巻、章華社、1935 年、所収）、132-133 頁。
- 45 藤田東湖『弘道館記述義』下巻（前掲『藤田東湖全集』第二巻、1935 年、所収）、243 頁。
- 46 同上、346 頁。
- 47 藤田東湖『常陸帯』（前掲『藤田東湖全集』第一巻、所収）、407 頁。
- 48 前掲、会沢正志斎『江湖負暄』、441-442 頁。
- 49 会沢正志斎『新論』（前掲『会沢正志斎集』水戸学大系第二巻、所収）、155 頁。
- 50 藤田幽谷の尊王思想は、その「赫々たる日本は皇祖の開国より、天を父とし地を母とし、聖子・神孫、世々明德を継ぎ給ひ、以て四海に照臨す。四海の内之を尊びて天皇と曰ふ、八州の広、兆民の衆、絶倫の力、^{おか}高世の智ありと雖も、古より今に至るまで、未だ嘗て一日も庶姓にして天位を好すものあらざるなり。君子の名・上下の分、正しく且つ嚴かなること、猶ほ天地の易ふべからざるがごとし」（『正名論』〈前掲『藤田幽谷集』水戸学大系第三巻、所収）、384-385 頁）との所論に凝縮されている。
- 51 会沢正志斎『対問三策』（前掲『神道大系』論説編 15「水戸学」、所収）、193 頁。なお、同書には弘道館の職掌に関する提言も記されているが、「経書・神書等の講釈、学士を教育する事を掌り、時々学舎を見廻り、学士の勤惰・行跡の善悪を察し、学頭の職へ申出べし」（同上、186 頁）という具合に、教授の職掌の一つを「教育」と語っている点が注目される。
- 52 以上の諸動向については、村井実『子どもの再発見』小学館、1982 年、18-21 頁、を参照のこと。
- 53 元田永孚『還暦之記』（『元田永孚文書』第一巻、元田文書研究会、1969 年、所収）、69 頁。
- 54 これについては、海後宗臣『教育勅語成立史の研究』私家版、1965 年、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、1971 年、森川輝紀『教育勅語への道』三元社、2011 年増補版、などを参照されたい。